実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
阿久根市	波留地区	令和2年	令和2年3月6日

1 対象地区の現状

1);	8ha		
2	5. 8ha		
3;	③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1. 2ha	
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha	
4);	④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 2. Oha		
(備	(考)	•	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」 欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

本地区の半数の面積を有する字不動下と字濱田については、市街地に隣接しているのに加え面積も狭く不耕作地が約3haと非常に多いため高度利用を図るためには地域を選定して団地化を図る必要がある。 一方、字園田川原については不耕作地も少なく新たな担い手の確保を促進して対応する。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

対象地区の水田利用は,他地区の中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか,地区内の認定農業者が少ないため入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、192筆、80、114㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 本地区の中心的な農地を有する字園田川原については、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
不耕作地3haの内貸付意向の農地 49筆, 16, 304㎡

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)		貸付け等の区分(㎡)		
			貸付け	作業委託	売渡
1	波留字1870番	他48筆	16,304		
2					
3					
4					
5					
6					
	-	計	16,304		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。